

農用地利用配分計画認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金から令和2年6月10日付けで申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定に基づき次のとおり認可した。

令和2年(2020年)6月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 農用地利用配分計画 別紙のとおり。
- 2 認可年月日 令和2年(2020年)6月24日

農用地利用配分計画

(市町名: 彦根市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	田口 忠美	滋賀県彦根市	本庄町石橋2010	田	3150	賃借権	水田	令和2年6月25日	令和9年12月31日	9,750	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 豊郷町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	渡辺 篤則	滋賀県犬上郡豊郷町	吉田火尻前1928(A)	田	3228	賃借権	水田	令和2年6月25日	令和11年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 甲良町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	中山 凌輔	滋賀県彦根市	法養寺堂前645	田	2382	賃借権	水田	令和2年6月25日	令和7年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	中山 凌輔	滋賀県彦根市	法養寺番城寺593	田	3726	賃借権	水田	令和2年6月25日	令和8年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき